

# 会 務 月 報

## 第350号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■平成24年3月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成24年3月6日(火) 13:30~16:20

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名

出席者数 33名

(内、表決委任状提出者4名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学  
中野 満、西村 武

理 事 浅野善治、上原伸一、大野和男、岡部明子、  
荻原幸雄、佐野吉彦、鈴木眞生、野呂幸一、  
水谷達郎、宮原克平、村山高文、森野美徳、  
吉田 敏、割田正雄

監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者(表決委任者) 理事: 秋野卓生、河野 久、馬場錬成、  
水庭武宣

欠席者 理事: 富田 裕

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

### 5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、荻原幸雄理事、宮原克平理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成24年2月22日、常任理事会決定)

①平成24年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員の決定の件

大内総務・財務委員長より、資料1によって次の趣旨の概要説明がなされた。

募集要項の主な内容は変更がなく、昨年度と同様に応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認めることとしている。その他年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

常任理事会で決定した同議案の承認について、議長より諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 第36回建築士事務所全国大会(日事連創立50周年記念・東京開催)実施計画等の承認の件

山田総務・財務担当副会長より、資料2によって次の趣旨の概要説明がなされた。

第36回建築士事務所全国大会(日事連創立50周年記念・東京開催)実施計画等は、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会の下に事業企画運営WG及び50周年記念誌WGを設置して検討してきたが、実施にあたっての骨格案がまとまった。平成24年10月5日(金)に帝国ホテルで実施する。大会テーマは「明日を拓く、豊かな社会に向かって」とし、藤井聡氏(京都大学大学院工学研究科教授)に記念講演を依頼する。大会参加費及び参加人数は、平成22年度に実施した全国大会と同程度を予定してい

る。広報活動方法は、業界新聞社での記念特集発行、単位会誌・HPで50周年をPRする等を考えている。記念品は50周年記念誌を配布する。50周年記念誌については、会誌とは別に単独で発行し、式典出席者に配付するとともに、全構成員事務所へは別途送付する。収支予算は、4千万円を予定している。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

### 3) 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等の承認の件

大内総務・財務委員長より、資料3によって次の趣旨の概要説明がなされた。

平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等については、2月15日に開催した住宅金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会です承が得られた。適合証明技術者の新規・更新登録にあたる平成24年度住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、登録制度の信頼性の確保、不適正業務の防止及び登録機関特別会計の財政安定化を行うことが極めて重要であることに鑑み、主となる事項の改善を実施し、登録制度の充実を図ることとした。主となる改善事項は以下のとおりである。

#### ①登録講習会の実施方法について

- i. 受講者の講習内容について理解されたかを確認するため、講習終了後「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・提出を求め、集計・分析を実施する。
- ii. 講習を3時間から6時間(講習5時間及び「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」記入・回収・答え合わせの1時間含む)に変更する。

#### ②業務調査について

- i. 関係書類の提出による調査は、2年間で約100事務所を対象として実施する(従前は50事務所)。

#### ③適合証明技術者の個別業務のチェック

- i. 従来の適合証明書の交付に加えて、中古住宅物件検査概要書(チェック漏れを防ぐための詳細な項目を入れた

チェックリストを作成)及び確認した関係書類を申請者へ開示する仕組みを支援機構で構築する。

- ii. 支援機構が開発・運営するサイトにより、適合証明書の記入漏れ、チェック漏れ等を防ぐために、技術者自らが適合証明書の必要箇所を入力しないと発行できない仕組みを作り、同機構が発行・管理する。
- iii. 金融機関が適合証明書の受理の際、確認を要する最低限の関係書類の提出、確認を行う仕組みを支援機構で作る。

#### ④費用の改善措置について

平成24年度の新規・更新登録の実施に係る収支については、同年度の登録者数が推定以上に減少することも考慮し、同年度の登録者の登録有効期限である平成26年9月末まで登録制度が運営できることを視野に入れて次の改善措置を行い、登録機関特別会計の財政安定化を図ることとする。

##### i. 登録料の改定について

登録料は、①登録者数の減少、②業務調査の調査対象者増及び調査方法の精緻化による業務量の増加に伴う経費の増加等を勘案し、従前の10,500円(税込、以下同)から11,550円に改定する。登録窓口(都道府県建築士事務所協会)の事務手数料については、従前の4,500円から3,500円に改定する。

##### ii. 講習受講料の改定について

平成24年度の講習は、ア)講習時間を3時間から6時間(講習時間5時間及び「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」記入・回収・答え合わせの1時間含む)に変更することに伴う会場使用料の増加、イ)講習時間変更に伴うDVDの作成費用増加、ウ)講習終了後の「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業による業務量の増加により、その経費を考慮し、講習受講料を従前の5,250円から8,900円に改定する。なお、登録機関(日事連)は、講習用DVD作成費用や「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業及び同シートの保管を行うための経費を勘案し、講習受講料8,900円のうち、1,600円をその費用に充てる。

登録窓口の講習運営費は7,300円とする。

iii. テキストの価格の改定について

講習で使用するテキスト「適合証明技術者実務手引き」は、平成22年度登録時は4,500円で頒布していたが、平成24年度のテキストは、作成部数の減少及び新たに加える改定事項を盛り込む等内容の充実を図ることを見込み、頒布価格を4,850円とする。また、登録機関（日事連）は登録窓口へテキストを3,880円（頒布価格の80%）で卸す。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを承認した。

4) 管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分の合意内容の承認の件

上野教育・情報委員長より、資料4によって次の趣旨の概要説明がなされた。なお、この議題について、一方の提案者側の当事者となる団体に所属する鈴木眞生理事は議決に加わらず退席したが、次の5)から10)の議決事項については出席した。

平成24年度以降の管理建築士講習の実施については、先に建築教育センターより、受講者数が大幅に減少するため、管理建築士講習の実施方法及び経費配分について大幅な見直しが必要であるとして、昨年の10月に見直し案が提示され、昨年の11月常任理事会、12月通常理事会及び全国会長会議で協議し、経費配分の見直しについての建築教育センターとの協議は教育・情報委員長に一任することとなった。その後、建築教育センターとの協議を重ね1月下旬に資料4のとおり管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分は、建築教育センター7,200円、単位会6,000円、日事連1,800円で合意した。なお、会場費の一名あたりの単価については、従来から想定された金額以上となっているため、平成24年度以降は会場費の一名あたりの全体の単価を今まで以上に削減することが条件として特記事項に記載されているので、この件については今まで以上にご協力をお願いしたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、

資料4のとおりこれを承認した。

5) 岐阜県での適合証明技術者登録事務及び管理建築士講習の委託費等の変更の承認の件

大内総務・財務委員長より、資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。

岐阜県での管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務は、会員団体でない（社）岐阜県建築士事務所協会に平成20年から委託している。（社）岐阜県建築士事務所協会への業務委託費については、本会の通常理事会等での決定に基づき、会費負担をしている会員団体とのバランスを考慮し、実施調整負担金として一定額を委託費から差し引く形を採ってきたところである。前記議題3)及び4)の内容のとおり、今回の経費配分の見直しにおいて、これまでと同様の考え方に基づき、（社）岐阜県建築士事務所協会への平成24年度以降の管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務の業務委託に係る委託費について、変更を行いたい。管理建築士講習の業務委託費は一名につき4,000円、適合証明技術者登録事務（登録事務費＋講習事務費）一名につき8,400円としたい。なお、（社）岐阜県建築士事務所協会が、変更案を受託しない場合は、愛知会等の隣接県で岐阜県内の受講希望者の受入れを行うなどの対応をするよう考えたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

6) 会員増強への取組についての最終報告の承認の件

西村会員増強検討WG主査より、資料6によって次の趣旨の概要説明がなされた。

総務・財務委員会の下に喫緊の課題である、単位会会員の加入促進策を検討することを目的に平成22年8月に会員増強検討ワーキンググループを設置し、会員増強に関する中長期的な活動方針及び具体的な施策の検討を行うとともに、単位会に対し会員増強への取組みについてのアンケート調査を実施し、その結果を反映した中間報告（叩き台）をとりまとめ、平成23年2月開催の総務・財務委員会、常任理事会及び3月開催の通常理事会に提案し、第112回全国会長会議に報告した。8

月末を目途に中間報告（叩き台）についての意見を単位会に求め、意見を参考にさらに検討を重ね、最終報告（案）を取りまとめた。今後の進め方は、平成24年度から日事連及び単位会それぞれが、報告書に沿った具体的な会員増強に向けた活動に取り組むこととする。平成24年度における会員増強に向けた具体的な取組みについては、日事連として以下の項目に取り組んでいく。なお、単位会においても地域の実情にあわせた活動を積極的に実施することとする。

#### ①建築士事務所キャンペーン事業の一環としての会員増強活動の実施

平成24年度の建築士事務所キャンペーン事業は実施対象を拡げ、従来的一般消費者に対する法定団体としての建築士事務所協会、日事連の役割、会員建築士事務所の業務である建築設計・工事監理や耐震診断等の重要性を周知する事業に加え、会員増強活動にも活用できることとする。

#### ②加入促進パンフレットのアップデート

加入促進パンフレットは、会員増強の一助となるよう平成20年7月に作成、単位会へ送付し、法定講習、イベント会場等での活用を図ったところである。今後は、法定講習、キャンペーン等イベント会場等での配付に加え、現在、事務所登録事務を行っている単位会が過半数を占めていることから、新規登録事務所に対する事務所協会への加入促進用として配付するなど、活用範囲が増えると考えられる。については、掲載内容の見直し・修正を行い、平成24年度版として作成して単位会へ一定部数を送付し、活用を図るよう協力依頼する。

#### ③会員増強活動の情報提供

会員増強に成果を上げている単位会の取組み事例を、日事連が単位会の協力を得て適宜取りまとめ、検討の参考に資することを目的に全国の単位会に情報提供し、一層の会員増強を図る。

#### ④会誌・ホームページによる会員増強活動の周知

会誌で法定団体の意義、入会促進について定期的に広報することで会員の意識の高揚を図るとともに、ホームページでは法定団体の意義、会員であることの表示等の意義の周知及び必要な情報提供をすることにより、一般消費者や未加入事務所への

協会の知名度アップを図る。

#### ⑤建賠保険の会員向け補償に関する制度の拡充

- ・地盤危険損害（地盤の沈下、隆起などに起因する事故による損害）に関する補償拡充（補償金額50%が会員に限り60%）
- ・事故割増規定の緩和・会員事務所に限り、保険料に応じて段階的に事故割増率を削減（保険料30万円以上の事務所が対象）
- ・建賠保険加入会員の廃業後の補償に関する特約（2年分の保険料で5年間補償）

#### ⑥会員であることの表示運動の推進

名刺、封筒、広告等での事務所名に会員であることの表示運動の推進を図る。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

これに関連して、佐野理事からこれから各単位会で会員増強活動を行うことになるが、いずれかの時期にどのような活動に効果があったかという分析が必要になると思う旨の意見があった。これについては今後、総務・財務委員会で担当することとした。

#### 7) 平成23年度会費減免申請の承認の件

大内総務・財務委員長より、資料7によって次の趣旨の概要説明がなされた。

会費規程により、大規模な災害等に伴い、構成員が業務をできない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができる。今般、宮城会及び岩手会の2会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費（宮城会100事務所、岩手会2事務所）についての当該構成員の会費免除申請書が罹災証明書の写し等を添えて提出された。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料7のとおりこれを承認した。

#### 8) 財政安定に向けた検討体制の承認の件

山田総務・財務担当副会長より、資料8によって次の趣旨の概要説明がなされた。

平成23年度決算見込み及び平成24年度予算作成を通じ、日事連の財政状況が悪化しているに鑑み、新規事業の開発を含む収益事業の拡大及び支出の削減等に関する施策等、財務基盤の安定化策を集中的に検討し、また、一般社団法人移行を契機に将来的な展望に立った健全な財政運営を図るため、次により財政検討特別委員会（仮称）を設置して検討する。なお、機動的な検討を進めるため、特別委員会のもとにワーキンググループを設置する。また、検討した結果は、平成24年度内に理事會に提案する。目的は、日事連の健全な財政運営が図れるよう、収益事業の拡大及び支出の削減等に関する施策の検討を行う。委員構成は、会長、副会長6名、総務・財務委員長とし、委員長は会長が当たる。設置期間は、平成24年4月から平成25年3月迄とする。運営方法は、この検討に基づく具体的事項については、特別委員会のもとに、必要に応じ、特別委員会委員以外のメンバーを加えたワーキンググループを設け、機動的な検討を行う。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

#### 9) 第58回通常総会議案の承認の件

##### ①平成24年度事業計画の承認の件（第1号議案）

大内総務・財務委員長、上野教育・情報委員長、田端業務・技術委員長、富岡広報・渉外委員長、中野指導運営委員長、高津専務理事により、資料9-1によって平成24年度事業計画について次の趣旨の概要説明がなされた。

24年度は建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

- i. 総務・財務に関することでは、法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。平成24年度は創立50周年の年であり、記念事業を実施する。また、日事連の財政の抜本的な改善

を検討する。

- ii. 教育・情報に関することでは、建築士事務所が適切に運営・管理され、その状態が継続的に維持されること等を目的として、新テキストによる「開設者・管理建築士のための『建築士事務所の管理研修会』」を本会の基幹事業と位置付け、単位会との緊密な連携の下、円滑かつ積極的に講習実施を推進していく。また、建築士事務所の開設者をはじめ、管理建築士、建築士事務所に所属する建築士等の能力の維持向上並びに高い倫理の保持を図るべく、講習・研修制度の充実を図るとともに、建築CPD情報提供制度の活用促進、及びインターンシップに関する調査研究等の事業を推進する。
- iii. 業務・技術に関することでは、建築士事務所の業務に関する諸課題への対応を行う。また、建築士事務所賠償責任保険制度の推進、業務・技術に関する講習などを行う。
- iv. 広報・渉外に関することでは、法定団体としての社会的意義及び役割を、会員事務所、未加入事務所、国民へ周知するための広報活動及び会員増強に向けた事業を建築士事務所キャンペーン、会誌、ホームページ、単位会が開催する各種講習会やイベントを活用して実施する。また、本年は日事連創立50周年の年であり、その広報に努める。
- v. 指導運営に関することでは、建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5（苦情の解決）に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。また、単位会の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）を基にした事例集を単位会へ提供し、より一層の苦情の解決業務の体制確立を図るとともに、事例集を基にした建築士事務所向けの教材の研究を行う。
- vi. 東日本大震災への対応に関することでは、昨年度、東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会で、相談業務等の復旧・復興活動等を日事連が支援するため、「建築復興支援センター」を当該単位会に設置したが、今年度も引き続き支援活動を行う。
- vii. 建築設計制度等対応に関することでは、日事連が提案する

(仮称) 建築士事務所法の内容をとりまとめ、その実現に向けた施策を講じていく。また、建築設計・工事監理等に係る制度、資格及び業務等に関して、建築関係団体で構成する各種外部会議での諸検討課題について、日事連の意見の検討を行い機動的に対応する。

- viii. 景観・まちづくりに関することでは、国が推進している地域における建築等を通じた景観形成や、まちづくり活動に関する様々な施策への協力体制の整備を図るとともに、地域の景観・まちづくり活動に対してどのように対応していくか、引き続き検討する。
- ix. 適合証明業務登録機関に関することでは、平成24年度は住宅金融支援機構の「適合証明技術者」新規・更新登録の受付の時期に当たり、受付事務を実施するとともに、登録申請者に対して適合証明業務が適正に遂行できるよう講習を実施する。また、住宅金融支援機構と連携を図りつつ、適合証明技術者の不適正業務の防止に向けた新たな仕組みを導入し、登録制度の信頼性の確保に向けた取り組みを行う。

#### ②平成24年度収支予算の承認の件（第2号議案）

常務理事より、平成24年度収支予算案の一般会計及び特別会計の各科目の収支予算案について、資料9-2、参考-1、参考-2によって、次の趣旨の概要説明がなされた。

平成24年度収支予算作成に当たっては、次の方針で作成した。

##### i. 福利厚生特別会計を一般会計に統合

福利厚生特別会計は、グループ保険（団体定期保険）の保険料収入と加入者への配当金還元を主な収支として、一般会計と区分経理してきた。加入者の減少により平成15年度末にグループ保険制度が廃止となり、更に平成18年度には財形基金も解散し、特別会計として区分経理する目的を終えたが、当面、従来の方法で区分経理を継続してきた。しかしながら、平成22年度の決算では、全体収入のうち福利厚生特別会計収入は2.8%に過ぎず、会計の簡素化を図ると共に、特定の目的にしばられずに必要な事業に充てるため、公認会計士の指導により、一般会計へ統合する。統合に伴い、福利厚生特別会計の退職給付引当資産は、一般会計の同引当資産に繰入れ、財政安定積立

預金は事業等に充てる。なお、一般会計の収支予算書に「福利厚生特別会計繰入金収入」を設ける他、「事務手数料等収入」、「集金事務委託費支出」、「事務手数料支出」の科目を新設する。また、従来、福利厚生特別会計で負担していた事務所費及び人件費5%分は、一般会計の該当科目に加算する。

##### ii. 投資活動収支の部を新設

従来、特定資産（積立預金）の取崩収入及び積立支出は「事業活動収支の部」で行っていたが、公認会計士の指導により、より適切な「投資活動収支の部」で行うこととする。また、科目名も適宜適切なものに変更を行う。

iii. 50周年記念事業実施のため、一般会計の周年記念事業積立預金を3,000万円取り崩す。記念事業は全国大会（東京開催）と併催のため、全国大会参加費収入と合わせ、全国大会経費として支出に充てる。

iv. 「建築復興支援センター」の活動を日事連が継続して支援するため、一般会計で引き続き3,000万円を支出に充てる。

v. 支出については、重点的な事業に集中し、不要不急なものは削る等縮減に努め、過去の実績等を勘案して算定した。例えば、調査研究費の絞り込み、会誌発送のメール便切り替えによる会誌発行費の縮減や会議費、事務所費の節減等である。

3会計の収支予算の合計では、事業活動収入では、会費収入1億8,456万円、事業収入1億9,660万円、雑収入65万円、合計3億8,181万円となっている。事業活動支出では、事業費支出3億7,964万円、管理費支出9,304万円、合計4億7,268万円、事業活動収支差額は9,087万円の支出超。投資活動収入では、特定資産取崩収入1億1,474万円、特定資産取得支出2,215万円、投資活動収支差額9,258万円、予備費支出300万円を予算化し、当期収支差額は128万円の支出超となる。前期繰越収支差額は2,690万円を予定し、次期繰越収支差額は2,561万円となっている。

これに関連して、佐野理事から福利厚生特別会計を一般会計に統合することにより、「事務手数料等収入」、「集金事務委託費支出」、「事務手数料支出」が新設されるが、何に対する事務手

数料等収入なのか、次年度以降もわかるようにする必要がある旨の意見があった。これについては、次年度以降も保険事務関係であることがわかるよう、備考欄に記載することとした。

また、上原理事から厳しい予算状況のなかで人件費がこのままではよいのか気になることと登録機関特別会計は登録制度が2年に一度の登録となっているので、その2年間の事業収入に見合った事務所費及び人件費を平均化して経費としているので理解しにくい、現在の方法でこれからも収支予算化していく予定なのかとの意見があった。これについては、財政検討特別委員会で日事連の財政状況が悪化している状況に鑑み、新規事業の開発を含む収益事業の拡大及び支出の削減等に関する施策等、人件費を含めて検討することになる。また、登録機関特別会計の人件費については、現在行っている2年間の事業収入に見合った人件費を平均化して経費として支出する方法は、公認会計士等からは是正の指導は受けていない。しかしながら、今年の1月から職員の登録機関業務の従事時間の集計を行っている、その結果を平成25年度以降の収支予算書にどのように反映するか、ご指摘の意見も踏まえて、公認会計士等と相談のうえ、担当委員会、常任理事会等で検討することとしたい。

議長より、以上の①及び②の議案の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認し、第58回通常総会でそれぞれ第1号議案、第2号議案として提案することを決定した。

#### 10) 第58回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、資料10によって次の通り説明がなされた。

平成24年3月29日(火) 会場：八重洲富士屋ホテル

11:00～12:30 3月常任理事会

13:30～15:30 第115回建築士事務所協会全国会長会議

15:40～16:10 第58回通常総会(平成24年度予算総会)

16:20～17:00 第39回日事政研総会

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料10のとおりこれを承認した。

#### (4) 報告事項

1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について  
専務理事より資料11によって、次の趣旨の概要報告がなされた。

設計及び工事監理の業の適正化による建築主の利益保護と建築の質の向上をめざし、日事連が提案する建築士事務所法のとりまとめに向けての日事連としての考え方を検討するため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度検討ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容について検討を行っている。検討の内容や状況等については、昨年開催した常任理事会、通常理事会、全国会長会議で報告を行った。また、ワーキングでの検討にあたっては関係団体の意見や考え方を聞きながら進めることが重要であることから、

(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会と勉強会を開催し、意見交換を行いつつ検討を進めてきたが、昨年11月末にはこれらの団体に(社)日本建設業連合会及び国土交通省を加えた建築4会法令懇談会が開催され意見交換を行っている。懇談会では建築士法から独立した建築士事務所法の必要性や新たな法的整備について消極的、あるいは否定的な意見も出ているところである。当初は、日事連としての考え方について平成24年3月を目途に報告書としてとりまとめる予定であったが、関係団体等との意見交換で出された意見や疑問点についての整理や回答のとりまとめに、予想以上に時間が必要となっているため3月末までには間に合わないが、できるだけ早くまとめるよう作業を進めている状況である。

2) 一開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」に使用するテキストについて

上野教育・情報委員長より、「建築士定期講習」の未受講者対策に係る追加講習の実施等の協力要請について、まだ、協力いただけていない単位会もあるので是非協力願いたい旨の発言の後に資料12によって、次の趣旨の概要報告がなされた。

本会及び単位会が、従来から実施してきた「建築士事務所の管理講習会・開設者研修会」(テキスト『課題と展望』)は、建築士法第27条の2第3項第3号に基づく研修として、テキ

ストを新たに作成するとともに、研修名称も一新することになった。新たなテキストについては、平成24年度からの活用を目途として、平成22年9月に教育・情報委員会の下に「管理講習会教材開発検討ワーキンググループ(WG)」を立ち上げ、新テキストの作成に着手し、同WGで取りまとめた基本構成案をもとに平成23年5月から「建築士事務所の管理研修会テキスト執筆委員会」においてテキストの執筆を進めてきた。現在、テキストの査読結果を踏まえた再校正を行っており、今後、最終原稿の確定等の作業を経て4月下旬の完成を目指している。なお、研修会の名称は、一開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」、テキスト名称は、「新しい建築士事務所の業務と展望」とする予定である。テキストの基本構成等は、「基礎編・講義時間は1時間30分程度を想定、「実務編[応用編]・講義時間は2時間30分程度を想定している。講師講習会は開催せず、講師用教材を作成する。講師用教材は、PowerPointにより作成し、テキストの内容に基づき研修で必ず伝えなければならない重要事項等を盛り込み、今後、単位会で開催する研修会において活用できる形のものとする。

知事指定の継続要望は、これまでに、本会から単位会に対し、平成19年7月及び平成23年7月の2回に渡り、都道府県知事宛要望モデル文案及び関連資料を送付する形で行ってきた。平成24年度からの本研修の開始にあたり、今後、テキスト目次等が確定した後、できるだけ早く、再度の知事指定の継続に係る都道府県への要望を単位会が行うため、従来の都道府県知事宛要望モデル文案に併せ、その内容を箇条書き等の分かりやすい形にした資料等の提供を行うこととしたい。必要に応じて校正中のゲラを送付することは可能である。この研修は、知事指定を受けなければ実施できないわけではないので、各単位会で6月下旬以降の実施に向けて準備をしてほしい。

これに関連して、上原理事からテキストの値段と受講料はいくらになるかとの質問があった。これについては、まだ決定していないがテキストの単位会への卸価格は前回のテキストと同程度の4,200円程度になるのではないかと。また、受講料

についても前回と同程度になると思うが、教育・情報委員会で検討している旨の説明がなされた。

### 3) 建築復興支援センターの状況報告について

資料13は1月24日に開催した東日本大震災対策本部会議で岩手会、宮城会、福島会に設置した建築復興支援センターでの平成23年度の建築相談、復興まちづくり、地域型復興住宅に係る事業等について各会から事業報告がなされた資料である。地域型復興住宅具体的検討体制は3県に行政機関、設計団体、施工団体、資材団体等によって構成された連絡会議が設置され検討が進められている旨の報告が常務理事よりなされた。また、専務理事及び栗原監事(宮城会会長)から、連絡会議では「地域型復興住宅設計と生産システムガイドライン」の作成を進めているが、これらに関連して国の平成24年度事業である地域型住宅ブランド化事業制度を活用した長期優良住宅を対象にした「1戸当たり建設費の1割以内かつ100万円を限度にした補助金」等の支援の活用、住宅支援機構の金利優遇制度等も含めて検討を進めている旨の説明がなされた。

### 4) 業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループの設置について

田端業務・技術委員長より、資料14によって次の概要報告がなされた。

平成21年1月に国土交通省告示第15号(業務報酬基準)が公布、施行され、本会においても同告示の遵守の要望を行うとともに、業務報酬基準についての講習会を行うなど、周知・普及に努めているところである。業務・技術委員会の調査では、現在、いくつかの単位会では独自に告示第15号に基づく業務報酬を算定するためのソフトを作成又は部外者からの提供を受け、市販、会員への提供等を行っていることがわかった。業務・技術委員会では、日事連において業務報酬算定ソフトを作成することで業務報酬を簡便に算定できる利便とともに、全国的な業務報酬基準の更なる普及、活用が図れるものと考え、単位会作成ソフトなどを参考にし、公正取引委員会との規制も配慮しつつ、日事連においても業務報酬算定ソフトを作成することとした。業務報酬算定ソフトの作成を目的にして、作成方針、必要な機能等を検討するために、業務・技術委員会のもとに

「(仮称)業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループ」を設置し、検討を行う。ワーキンググループ委員(予定)は、主査・荻原幸雄(業務・技術委員会副委員長、千葉会)他、埼玉会、千葉会、東京会、神奈川会から各1名選定し、5名の委員構成とし、必要に応じ専門家等も加える予定である。設置期間は、平成24年3月より業務報酬算定ソフトの供用開始までとしている。

#### 5) 元適合証明技術者からの訴訟について

事務局より、次の概要報告がなされた。

兵庫県に所在する事務所の元適合証明技術者から昨年の11月下旬に適合証明技術者の登録機関(日事連及び士会連合会)に対して訴状が送達された。登録機関は平成22年2月16日に登録制度運営委員会の議を経て登録の取消及び2年間の再登録の禁止処分を行った。訴えの趣旨は、登録の取消処分の無効の確認である。日事連は、士会連合会の承諾を得て、弁護士法人匠総合法律事務所に訴訟代理人を依頼した。裁判管轄は、東京地裁となった。

#### 6) 平成24年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成24年度の主な会議日程(予定)について、資料15によって事務局より報告がなされた。

#### 7) 会員・構成員異動報告

平成23年11月末日から平成24年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料16の通り。

平成23年11月30日現在 正会員46団体  
構成員15, 153事務所、賛助会員4社  
平成23年12月31日現在 正会員46団体  
構成員15, 143事務所、賛助会員4社  
平成24年1月31日現在 正会員46団体  
構成員15, 140事務所、賛助会員4社

#### 8) 職員30年勤続表彰について

就業規程により職員永年勤続表彰は通常総会で行うこととなっている。このため、戸谷泰子(昭和56年8月26日入社)を平成24年3月29日に開催される第58回通常総会で表

彰する旨の報告が事務局からなされた。

#### <配付資料>

- 資料1:平成24年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について
- 資料2:第36回建築士事務所全国大会(日事連創立50周年記念・東京開催)実施計画案および収支予算案について
- 資料3:平成24年度住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等について(案)
- 資料4:管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分の見直し合意内容について
- 資料5:(社)岐阜県建築士事務所協会における平成24年度以降の管理建築士講習の業務委託費の変更について
- 資料6:会員増強検討ワーキンググループの検討結果報告
- 資料7:平成23年度会費減免申請について
- 資料8:財政安定に向けた検討体制について
- 資料9-1:第58回通常総会議案書
- 資料9-2:平成24年度収支予算書説明書
- 資料10:第58回通常総会及び第115回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について
- 資料11:設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について
- 資料12:開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」に使用するテキスト「新しい建築士事務所の業務と展望」等について
- 資料13:平成23年度建築復興支援センター事業報告(概要)
- 資料14:「(仮称)業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループ」の設置について(報告)
- 資料15:日事連・平成24年度主な会議日程(予定)
- 資料16:会員・構成員異動報告書
- 参考-1:平成24年度一般会計予算書内訳書(案)
- 参考-2:平成23年度一般会計収支推定

## ■平成24年3月常任理事会議事概要

1. 日 時平成24年3月29日(木) 10:55~12:45

2. 会 場八重洲富士屋ホテル3F「紅葉の間」

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、  
中野 満、西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、  
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、神崎 貢副会長、中野 満常任理事

6. 議事進行役

神崎 貢副会長

7. 議事

(1) 協議事項

1) 第58回通常総会等の運営について

事務局より、第115回建築士事務所協会全国会長会議及び第58回通常総会の議事の運営について資料1によって説明がなされ、各会議の担当者が次第のとおり進行することを確認した。なお、熊本会からの質問書に対する回答案について協議がなされ、回答案どおりの内容で常務理事が全国会長会議で回答することを決めた。

2) ブロック協議会からの各種要望事項について

ブロック協議会からの各種要望事項の内容について、ブロック協議会選出の副会長及び常任理事が資料2によって趣旨説

明の後、対応方法が協議され次のとおり対応することとした。

①関東甲信越ブロック協議会からの「1都道府県から、日事連に複数の協会が入会申請された場合の取扱いについて」は、山田副会長が概要説明し、協議の結果、4月2日に行う正副会長打ち合わせの後の15:30から正副会長が総務・財務委員長を交えて検討することとした。

②東海北陸ブロック協議会からの「一級建築士の処分について」は、田端常任理事が概要説明し、協議の結果、今後の対策等を含めて業務・技術委員会で検討することとした。

③近畿ブロック協議会からの「平成27年度第3回建築士事務所全国大会主管会について」は、外木場副会長が概要説明し、協議の結果、福島会の意向も確認しつつ、関東甲信越ブロック協議会のなかで対応が可能か検討することとした。

④九州・沖縄ブロック協議会からの「公共事業の予算確保に係る国への要望について」及び「公共的建築物の耐震診断義務化等に関する要望について」は、八島副会長が概要説明し、協議の結果、県へ要望することが適切であると思われるが、具体的な例及び数値的な裏付け等、実態の整理が必要であるためブロック協議会内で再検討することとした。

(2) 報告事項

1) 国及び関係団体の最近の動向について

専務理事より、資料3によって次の趣旨の報告がなされた。

①国の「建築法体系勉強会」は、建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法等の建築法体系全体の目指すべき基本的方向を整理することを目的に国交省に設置した。勉強会は平成23年2月以来本年3月まで7回開催され、3月16日にとりまとめを公表した。今後は、建築法体系の具体的な見直し・再編方向等を建築実務者や消費者・利用主体などの関係者を交えて検討すべきとされている。

②建築五会では、昨年9月に「建築・まちづくり宣言」を共同宣言した。同宣言を具体化していくための情報・意見交換等を行いながら、建築界の意見を発信していくために「建築社会システム検討会」をスタートした。日事連からは岡本新法制度WG主査、佐々木新法制度WG委員、高津

専務理事が参加し、第1回目が2月27日に開催された。

③UIA2011東京大会の日本組織委員会（JOB）は、3月16日に最終の諮問評議会及び実行委員会の合同会議を開催し、大会の実施報告・収支決算と3月31日付の解散を了承した。また、国際化に対応した次世代建築界の人材育成活動支援を大会の追加的事業とし、大会収益を寄付し、「一般財団法人国際建築活動支援フォーラム（仮称）」を立ち上げることとなった。

## 2) 会員・構成員異動報告

事務局より、平成24年2月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料4の通り。

平成24年2月29日現在 正会員46団体

構成員15,147事務所、賛助会員4社

3) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料5、資料6により報告がなされた。

### <配付資料>

資料1：第58回通常総会（平成24年度予算総会）、

第115回建築士事務所協会全国会長会議運営次第

資料2：ブロック協議会からの要望について

資料3：国及び建築関係団体の最近の動向について

資料4：会員・構成員異動報告書

資料5：後援・協賛名義使用の件

資料6：経過報告

## ■第115回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

### 1. 日 時

平成24年3月29日（木）13：30～15：25

### 2. 会 場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

### 3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名

### 4. 出席者

理事18名、監事3名、正会員46名の他、名誉会長、単位会からの随行者32名出席

2012-5 日事連会務月報

## 事務局

事務局長 恩田 利昭、総務課長 前田 敏明

### 5. 議長・副議長

議長 八島 英孝（福岡会会長）

副議長 山田 美光（群馬会会長）

### 6. 議事録署名人

三栖 邦博（日事連会長）、八島 英孝（議長）、

神崎 貢（福井会会長）

### 7. 挨拶

三栖邦博会長より、平成24年度予算も23年度に続き赤字の予算であり、財政が厳しい状況にある。財政安定化について24年度末を目処に、4月より財政検討特別委員会で検討を始めること及び会員増強、会勢拡大について、組織的に各単位会が連携し情報交換しながら力を一つにして頑張りたい等の挨拶があった。

### 8. 単位会新会長紹介

事務局より、前回の全国会長会議（平成23年12月5日）以降の単位会会長の異動について、以下の新会長紹介があった。

秋田会・渡邊淳悦会長

### 9. 議 事

(1) 報告事項1. 平成24年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

大内達史総務・財務委員長より、資料1に基づき次の説明がなされた。

平成23年度と同様に、応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認めることとしている。また、選考委員の変更もない。

今回の主な改正点は、対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日等について、年度が変わることによる日付の変更を行ったことである。

(2) 報告事項2. 第36回建築士事務所全国大会(日事連創立50周年記念・東京開催)実施計画等について

三栖邦博会長より、資料2に基づき次の説明がなされた。

第36回建築士事務所全国大会(日事連創立50周年記念・東京開催)実施計画等は、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会の下に事業企画運営ワーキンググループ及び50周年記念誌ワーキンググループを設置して検討してきたが、実施にあたっての骨格案がまとまった。平成24年10月5日(金)に帝国ホテルで実施する。

大会テーマは「明日を拓く、豊かな社会に向かって」とし、藤井聡氏(京都大学大学院工学研究科教授)に記念講演を依頼する。大会参加費及び参加人数は、平成22年度に実施した全国大会と同程度を予定している。

広報活動方法は、業界新聞社での記念特集発行、単体会誌・ホームページで50周年をPRする等を考えている。記念品は50周年記念誌を配布する。50周年記念誌については、会誌とは別に単独で発行し、式典出席者に配付するとともに、全構成員事務所へは別途送付する。収支予算は、4千万円としている。

(3) 報告事項3. 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の改善事項等について

大内達史総務・財務委員長及び高津充良専務理事より、資料3に基づき次の説明がなされた。

適合証明技術者の新規・更新登録の年に当たる平成24年度住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、登録制度の信頼性の確保、不適正業務の防止及び登録機関特別会計の財政安定化を行うことが極めて重要であることに鑑み、次の事項を改善し、登録制度の充実を図ることとした。

#### 1) 登録講習会の実施方法

受講者が講習内容を理解したかを確認するためのアンケートを実施する。講習を3時間から6時間に変更する。

#### 2) 業務調査

関係書類の提出による調査対象を、従来の2年間で50事務所から、約100事務所に変更する。

3) 以下の適合証明技術者の個別業務のチェックのための仕組みを、機構が構築、管理する。

①従来の適合証明書の交付に加えて、中古住宅物件検査概要書(チェック漏れを防ぐための詳細な項目を入れたチェックリストを作成)及び確認した関係書類を申請者へ開示する仕組みを支援機構で構築する。

②支援機構が開発・運営するサイトにより、適合証明書の記入漏れ、チェック漏れ等を防ぐために、技術者自らが適合証明書の必要箇所を入力しないと発行できない仕組みを作り、同機構が発行・管理する。

③金融機関が適合証明書の受理の際、確認を要する最低限の関係書類の提出、確認を行う仕組みを支援機構で作る。

#### 4) 費用の改善措置について

平成24年度の登録者数が推定以上に減少することも考慮し、同年度の登録者の登録有効期限である平成26年9月末まで登録制度が運営できることを視野に入れて次の改善措置を行い、登録機関特別会計の財政安定化を図ることとする。

##### ①登録料の改定について

登録料は、登録者数の減少、業務調査の調査対象者増及び調査方法の精緻化による業務量の増加に伴う経費の増加等を勘案し、従前の10,500円(税込、以下同)から11,550円に改定する。登録窓口(都道府県建築士事務所協会)の事務手数料については、従前の4,500円から3,500円に改定する。

##### ②講習受講料の改定について

平成24年度の講習は、ア)講習時間を3時間から6時間(講習時間5時間及び「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」記入・回収・答え合わせの1時間含む)に変更することに伴う会場使用料の増加、イ)講習時間変更に伴うDVDの作成費用増加、ウ)講習終了後の「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業による業務量の増加により、その経費を考慮し、講習受講料を従前の5,250円から8,900円に改定する。なお、登

録機関(日事連)は、講習用DVD作成費用や「(仮称)講習内容を確認するアンケートシート」の記入・回収・集計・分析作業及び同シートの保管を行うための経費を勘案し、講習受講料8,900円のうち、1,600円をその費用に充てる。登録窓口の講習運営費は7,300円とする。

### ③テキストの価格の改定について

講習で使用するテキスト「適合証明技術者実務手引き」は、平成22年度登録時は4,500円で頒布していたが、平成24年度のテキストは、作成部数の減少及び新たに加える改定事項を盛り込む等内容の充実を図ることを見込み、頒布価格を4,850円とする。また、登録機関(日事連)は登録窓口へテキストを3,880円(頒布価格の80%)で卸す。

### (4) 報告事項4. 管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分の合意内容について

上野浩也教育・情報委員長より、資料4に基づき次の説明がなされた。

平成24年度以降の管理建築士講習の実施については、先に建築技術教育普及センターより、受講者数が大幅に減少するため、管理建築士講習の実施方法及び経費配分について大幅な見直しが必要であるとして、昨年の10月に見直し案が提示され、昨年の11月常任理事会、12月通常理事会及び全国会長会議で協議し、経費配分の見直しについての建築技術教育普及センターとの協議は教育・情報委員長に一任することとなった。

その後、建築技術教育普及センターとの協議を重ね、1月下旬に資料4のとおり管理建築士講習に係る平成24年度以降の経費配分は、建築技術教育普及センター7,200円、単位会6,000円、日事連1,800円で合意した。なお、会場費の一名あたりの単価については、従来から想定された金額以上となっているため、平成24年度以降は会場費の一名あたりの全体の単価を今まで以上に削減することが条件として特記事項に記載されているので、この件については今まで以上に留意いただきたい。

### (5) 報告事項5. 会員増強への取組についての最終報告について

西村武会員増強検討ワーキンググループ主査及び高津充良専務理事より、資料5に基づき次の説明がなされた。

総務・財務委員会のもとに、喫緊の課題である単位会会員の加入促進策を検討することを目的に、平成22年8月に会員増強検討ワーキンググループを設置した。ワーキンググループでは、会員増強に関する中長期的な活動方針及び具体的な施策の検討を行うとともに、単位会に対し会員増強への取組みについてのアンケート調査を実施し、その結果を反映した中間報告(叩き台)をとりまとめ、平成23年2月開催の総務・財務委員会、常任理事会及び3月開催の通常理事会に提案し、第112回全国会長会議に報告した。

その後、平成23年8月末を目途に中間報告(叩き台)についての意見を単位会に求め、意見を参考に更に検討を重ね、最終報告(案)を取りまとめた。

今後は、平成24年度から日事連及び単位会それぞれが、報告書に沿った具体的な会員増強に向けた活動に取組むと共に、単位会の実情に合わせた活動を積極的に実施することとする。

### (6) 報告事項6. 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について

三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、資料6に基づき次の説明がなされた。

設計及び工事監理の業の適正化による建築主の利益保護と建築の質の向上をめざし、日事連が提案する建築士事務所法のとりまとめに向けての日事連としての考え方を検討するため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度検討ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容について検討を行っている。検討の内容や状況等については、昨年開催した常任理事会、通常理事会、全国会長会議で報告を行った。

また、ワーキンググループでの検討にあたっては関係団体の意見や考え方を聞きながら進めることが重要であることから、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会と勉強会を

開催し、意見交換を行いつつ検討を進めてきたが、昨年11月末にはこれらの団体に(社)日本建設業連合会及び国土交通省を加えた建築4会法令懇談会が開催され意見交換を行っている。懇談会では建築士法から独立した建築士事務所法の必要性や新たな法的整備について消極的、あるいは否定的な意見も出ているところである。

当初は、日事連としての考え方について平成24年3月を目途に報告書としてとりまとめる予定であったが、関係団体等との意見交換で出された意見や疑問点についての整理や回答のとりまとめに、予想以上に時間が必要となっているためこの会長会議には間に合わなかったが、次の会長会議で報告できるよう鋭意作業を進めている状況である。

(7) 報告事項7. 一開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」に使用するテキストについて

上野浩也教育・情報委員長及び高津充良専務理事より、資料7に基づき次の説明がなされた。

当初、今年度末までにテキストを完成させる予定だったが、遅れていることをお詫びする。

本会及び単位会が、従来から実施してきた「建築士事務所の管理講習会・開設者研修会」(テキスト『課題と展望』)は、建築士法第27条の2第3項第3号に基づく研修として、テキストを新たに作成するとともに、研修名称も一新することとなった。

新たなテキストについては、平成24年度からの活用を目途として、平成22年9月に教育・情報委員会の下に「管理講習会教材開発検討ワーキンググループ」を立ち上げ、新テキストの作成に着手し、同ワーキンググループで取りまとめた基本構成案をもとに平成23年5月から「建築士事務所の管理研修会テキスト執筆委員会」においてテキストの執筆を進めてきた。

現在、テキストの査読結果を踏まえた再校正を行っており、今後、最終原稿の確定等の作業を経て4月下旬頃の完成を目指している。

なお、研修会の名称は、一開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」、テキスト名称は、「新しい建築士事務所の業務と展望」とする予定である。テキストの基本構成等は、「基礎編・講義時間は1時間30分程度を想定、「実務編[応用編]・講義時間は2時間30分程度を想定している。講師講習会は開催せず、講師用教材を作成する。講師用教材は、PowerPointにより作成し、テキストの内容に基づき研修で必ず伝えなければならない重要事項等を盛り込み、今後、単位会で開催する研修会において活用できる形のものとする。テキストの単位会への卸価格は4,200円、受講料はブロック内で調整し1万1,000円から1万6,000円程度に収めていただきたい。

知事指定の継続要望は、これまでに、本会から単位会に対し、平成19年7月及び平成23年7月の2回に渡り、都道府県知事宛要望モデル文案及び関連資料を送付する形で行ってきた。平成24年度からの本研修の開始にあたり、今後、テキスト目次等が確定した後、できるだけ早く、再度の知事指定の継続に係る都道府県への要望を単位会が行うため、従来の都道府県知事宛要望モデル文案に併せ、その内容を箇条書き等の分かりやすい形にした資料等の提供を行うこととしたい。必要に応じて校正中のゲラを送付することは可能である。この研修は、知事指定を受けなければ実施できないわけではないので、各単位会で6月下旬以降の実施に向けて準備をしてほしい。

(8) 報告事項8. 財政安定に向けた検討体制について

三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、資料8に基づき次の説明がなされた。

平成23年度決算見込み及び平成24年度予算作成を通じ、日事連の財政状況が悪化しているに鑑み、新規事業の開発を含む収益事業の拡大及び支出の削減等に関する施策等、財務基盤の安定化策を集中的に検討し、また、一般社団法人移行を契機に将来的な展望に立った健全な財政運営を図るため、財政検討特別委員会を設置して検討する。

目的は、日事連の健全な財政運営が図れるよう、収益事業の

拡大及び支出の削減等に関する施策の検討を行うことである。委員構成は、会長、副会長6名及び総務・財務委員長とし、委員長には会長が当たる。設置期間は、平成24年4月から平成25年3月迄とする。

なお、機動的な検討を進めるため、必要に応じ特別委員会のもとにワーキンググループを設置し、検討した結果は、平成24年度内に理事会に提案する。

(9) 報告事項9. 平成24・25年度の日事連会長候補者の推薦決定について

外木場久雄副会長より、次の説明がなされた。

3月9日にブロック協議会代表者会議が開催され、出席者の互選により外木場副会長が座長に選任された。

各ブロック協議会代表者よりそれぞれの立場での意見交換を行い、協議の結果、現会長の三栖邦博東京会特別理事を、平成24年、25年度の会長候補者として推薦することを満場一致で決定した。

(10) 報告事項10. 平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）について

田端隆三重会会長より、資料9に基づき次の説明がなされた。

平成25年度の全国大会は、伊勢神宮の式年遷宮行事の時期に合わせ、三重県で8月9日に行われる。例年より開催時期が2カ月程早まるため、本日時間をもらい案内した。また、夏休みで列車等が混雑する時期なのでご留意いただきたい。

(11) 報告事項11. 平成24年度主な会議日程（予定）について

事務局より、資料10に基づき平成24年度の主な会議の予定について報告があった。

(12) 協議事項1. 平成24年度事業計画について

1) 高津充良専務理事より、第58回通常総会議案書（平成24年度予算総会）に基づき、事業計画作成にあたっての基本方針及び常置委員会の所掌に属さない事項等について説明がなされた。

2) 上記同議案書に基づき、各常置委員会委員長より平成2

4年度事業計画案の説明がなされた。

(13) 協議事項2. 平成24年度収支予算について

北野芳男常務理事より、平成24年度収支予算書説明書に基づき、平成24年度収支予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

これに関し、資料11のとおり事前に質問書を提出していた熊本会より次の説明がなされた。

1) 特定資産の「事務所移転等積立預金」2億4,700万円は、「財政安定積立預金」に振り替えなくてもよいか。預金の用途が限定されるので、移転の計画がなければ、一般社団法人に移る際に財政安定積立預金に振り替えておくべきではないか。

2) 特定預金明細について、平成24年3月と平成25年3月の予測を示していただきたい。2年間このままの状態であれば、2年後に財政安定積立預金はなくなる。

これに対し、北野芳男常務理事より以下の趣旨の回答がなされた。

一般社団法人の公益目的支出計画は、あくまでも計算上のものであって、法人の純資産額を減らすことを求めている訳ではなく、例えば特定資産を取り崩すことなく、黒字の事業収入や会費収入から得られた金額を公益事業に充当することにより、特定資産を減らさないことも可能であることを理解していただきたい。

日事連が、一般社団法人への移行の際の「公益目的財産額」算定に当たっては、「事務所移転等積立預金」、「財政安定積立預金」とも、法令により法人内部に留保した産であるとされるため、どちらも「公益目的財産」算定の際、対象となる。従って、直ちに当該科目を振り替えても、「公益目的財産」の対象となる。

なお、「事務所移転等積立預金」は、これまで事務所移転等を目的に特定資産として積み立て現在に至っているが、これを今後、他の目的に振り向ける必要が生じた場合には、理事会等で検討していくことになる。また、一般社

団法人移行後であっても、振り替えの手続きや使途の制限は従来どおりである。

特定預金明細の予測については、資料11の2ページのとおりである。財政の安定化については、今般設置される特別委員会で十分検討し、抜本的な見直しを図ることになっている。

栃木会からは、6年程前に委員会の数を減らし、5つの常置委員会等に集約したのに、財政検討をなぜ総務・財務委員会で行わず、特別委員会を作って行うのかとの質問がなされた。

これに対し、三栖邦博会長より、財政検討は緊急な課題であり、短期間に正副会長等執行部が不退転の決意で臨むためとの回答がなされた。

議長より、協議事項1及び2について諮ったところ、これを了承した。

## ■第1回財政検討特別委員会議事概要

日時 平成24年4月11日(水) 13:30~16:10

会場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

委員 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、神崎 貢、山下卓治、大内達史

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、赤土

### 1. 協議

(1) 日事連の財政安定化について

(ア) 三栖委員長より日事連の将来像として以下の項目を考えているが、このような共通認識を持った上で協議してほしい旨発言があった。

- ① 自律的監督機能を実行できる団体
- ② 岐阜会も含め、すべての都道府県の建築士事務所協会が加入し組織される連合会
- ③ 加入率3割を目指す団体
- ④ 業務の適正化に不可欠な法制化の推進。法制化にあたり発言力のある団体

⑤ 国民から認知された団体

更に、三栖委員長より具体的な改善検討事項として、以下の項目が挙げられた。

- ① 事業規模、会計規模から安定的な運営に必要な積立金の目安をつける。
- ② 家賃を含めた事務局の体制と経費。これまでの経費の状況から、将来のシミュレーションを策定する。
- ③ 諸会議の旅費等の合理化方策
- ④ 会勢拡大につながる活動
- ⑤ 収入源の確保。今まで収入源の柱が研修会や講習会であったが、これらの他に新たな収入源の開発を検討する。
- ⑥ 具体的な経費削減策。全国大会の規模縮小、キャンペーン事業の支出削減等の検討
- ⑦ 災害対応への備えに必要な額（復興支援センター、災害対策本部、義援金等）の検討

(イ) 委員からは以下のような意見が出された。

- ① 検討方法等に関する意見
  - ・ 建築復興支援センターへの支出3,000万円を除くと、年間で5,000万円程の赤字を出している状況を認識し、現在実施している事業のシミュレーションを基に支出の削減を考えるべき。合理化と新規事業を分けて検討するべきである。
  - ・ 一般会計と特別会計の合計で、どれくらいの経費がかかっているかのデータが欲しい。
  - ・ データを踏まえた上で適切な費用を探っていきたい。
  - ・ データの整理・分析については、例えば次のように3会計の合計で整理したい。

### 収支決算（3会計）

(単位：百万円)

支出	×××	収入	×××
		会費	×××
事業費	×××	事業収入	×××
人件費	×××	その他	×××
交通費	×××		
事務所費	×××		
その他	×××	収支差額	×××

※建築復興支援センター支出は除く

②現状の会費収入で運営できるようにするため、事業規模を縮小

し、粛々と運営していく意見

- ・今の社会の中で本当に必要な事業かどうかを吟味し、不要と思われる事業を廃止または縮小していく。

③現状の事業規模での合理化により経費を削減する意見

- ・収入が潤沢だったころのままの金額となっているキャンペーン助成金、全国大会の規模、日事連建築賞、ブロック助成金等の金額を精査し、適正な金額を考えるべき。
- ・ワーキンググループについて、2年間等で区切り、費やした経費と目標達成度を精査し、継続していくか解散するかを早期に判断してはどうか。
- ・全国会長会議等の会議の際の旅費を各単位会に負担してもらったり、テレビ会議等を導入することで、会議の旅費を大幅に削減できるのではないかな。
- ・ワーキンググループを増やすのではなく、常置委員会の時間を延長し、委員会が活動することで、会議の開催回数を減らし旅費を削減できるのではないかな。
- ・ワーキンググループでの協議を常置委員会で行うというのは、専門家が必要なワーキンググループもあるので、難しいのではないかな。
- ・会議自体、必要なものか精査し、不要と思われるものは開催回数を減らすべきである。

④新規の収入源を研究し、事業規模を拡大し経営基盤を強化する意見

- ・この経済状況で会員増強は非常に厳しい。講習会の受講者数を増やすことによって収入増を図るべき。
- ・民間の講習会の方が安価で、国交省以外の情報も含まれ魅力的であるため、我々の講習会も国交省以外の他省庁からの情報を内容とした講習会を企画する等、受講者の減少に歯止めをかける方法を考える必要がある。
- ・新たに知事指定となるような講習会等を開発できないかな。
- ・単位会の会員事務所に対し、協会会員証明カードのようなものを発行し、安価で単位会を通して販売してはどうか。
- ・耐震診断を行った建物に対し、耐震診断確認済み証明シールを発行し、会員事務所の耐震診断業務量に応じた集金システム

ムが構築できないか。

- ・日事連が確認検査機関を設立し、会員事務所であれば2割でも3割でも安くできるように設定し、採算が取れる仕組みを作れないか。

(2) 今後の進め方について

以上の意見等を踏まえ、今後更なる検討を図るために、事務局で以下のような資料を作成し、八島委員が事前に確認することとした。

①21～23年度の収支内容を明らかにし、赤字の原因を把握する。

②各委員会やワーキンググループに関する、経費等の資料

③事務所費、人件費の見通しと各職員の担当業務内容等の資料  
次回委員会開催予定

平成24年5月21日(月) 16:00～18:30

(配布資料)

参考：平成13～24年度末当期損益と特定資産残高明細書

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成24年

5月16日 総務・財務委員会

17日 50周年記念誌WG

21日 財政検討特別委員会

22日 正副会長会議

常任理事会

31日 日事政研役員会

通常理事会

6月5日 建賠保険等調査専門委員会

15日 日事連建築賞選考委員会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会(三重大会)は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日(金)に三重県伊勢市で開催いたします。